

食べて元気に食育実践事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下、「甲」という。）が委託する食べて元気に食育実践事業（以下「本事業」という。）を受託する者（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の目的

「食育キャプテン」を活用したスポーツと食を関連付けた子どもたちに親しみやすい食育活動を展開し、この取り組みを通じて、県民の食と農への興味・関心を高め、県産農産物等を日常生活に積極的に取り入れながら、健康で心豊かな食生活の実践に繋がるよう意識の醸成に結びつける。

※「食育キャプテン」とは、甲が食育活動を委嘱している以下のプロ・アマスポーツ7チームを指す。

栃木サッカークラブ／宇都宮ブルックス／H.C栃木日光アイスバックス／宇都宮ブリツェン／栃木ゴールデンブレーブス／Honda Reverta(ソフトボール部)／グラクソ・スミスクラインオレンジユナイテッド（女子ホッケー部）

2 委託予定期間

契約締結日から令和7（2025）年3月14日（金）まで

3 業務の内容

乙は、以下に掲げる業務を実施するものとする。

なお、今年度の本事業の食育テーマは「朝食」とする。

(1) 連携する食育キャプテンとの調整

①食育キャプテンの調整・選手の選定

- ア 食育キャプテンと調整し、甲の行う本事業への協力を得ること。
- イ 各チームから選手2名程度を選定すること。なお、選定する選手は、食育に日常的に取り組んでいる、又は興味関心があるなど、ストーリー性があることが望ましい。
- ウ 協力に際し使用料、出演料、謝礼等が発生した場合、その経費は委託料に含まれるものとする。

(2) 栃木県産米を使用したオリジナルおにぎりレシピ（以下、レシピという。）の開発

①食育キャプテンやレシピコーディネーターと連携したレシピ開発

ア レシピ内容

- (ア) 食育キャプテンが活動する拠点地域の農産物等と栃木県産米を使用すること。
- (イ) 調理が簡単なレシピを食育キャプテン1チームごとに1種類以上開発すること。

なお、管理栄養士やフードコーディネーター、料理研究家等をレシピコーディネーターとして起用し、食育キャプテンと連携しながら開発に取り組むこと。

イ 開発期限

令和6（2024）年10月末

ウ 開発チーム数

昨年度開発したチーム（宇都宮ブルックス、栃木ゴールデンブレーブス、グラクソ・スミスクラインオレンジユナイテッド（女子ホッケー部））を除いた、活動拠点地域が重複しない2チーム

(3) SNSや情報誌を用いた情報発信

①情報誌への記事掲載

ア 内容

- (ア) 「朝食」をテーマとした、食事の重要性を学べる記事を掲載すること。
- (イ) 「朝食」以外にも、地産地消の観点から、食育キャプテンの活動拠点地域の旬の食材や特産農産物等を用いた健康的な食事の紹介、(2)①でのレシピなど、親子で県産農産物等と食に対する理解促進及び普及啓発が図れる構成とすること。

イ 掲載時期・回数

レシピの開発から令和7（2025）年2月までの間で2回以上

ウ 掲載媒体

媒体は紙、電子問わないが普及効果が高いものとする。

②SNS等での食育キャプテンによる情報発信

ア 内容

- (ア) 食育キャプテンからファンに向けて、SNS等を活用した情報発信を行うこと。
- (イ) 情報発信の内容は、「朝食」をテーマとし、食育キャプテン自らの食育に関するエピソードや、具体的な取組例、食育に取り組むことによるスポーツ面でのメリット等とする。

イ 回数

各チーム5回以上を目標とする。なお、各チームのシーズンを考慮し、情報発信のタイミングについて事前に十分な戦略を立てること。

ウ その他

- (ア) 食育キャプテンの公式 SNS でのリポスト等、情報拡散できることが望ましい。
- (イ) 「#(ハッシュタグ)食育キャプテン」を用いて発信し、認知度向上を図ること。

(4) 食育普及啓発活動の実施

①スポーツに興味のある親子向け食育教室の企画と運営

ア 内容

「朝食」をテーマとした、県産農産物と食に対する理解促進が図れ、対象者が実際に体験（農作業体験、スポーツ体験等）できるなど飽きずに楽しめる内容とすること。

また、本事業で連携する食育キャプテンに参加してもらうこと。

イ 開催時期・回数

レシピの開発から令和7(2025)年2月までの間で2回程度

ウ 対象

スポーツと食に関心のある親子(1回あたり50名程度)

エ 場所

栃木県内で企画内容を効果的に実施できる場所とする。

②県内イベント等への出展や県内小学校への出前講座

ア 内容

開発したおにぎり(またはそのレシピ)を活用し、県産農産物と食に対する理解促進が図れる内容であること。また、レシピや食育に関するアンケート等を併せて実施すること。

なお、試食等を実施する場合は、会場の管理者等と調整し、関係法令を遵守するとともに、必要に応じて関係機関等と調整すること。

小学校での出前講座の場合は、本事業で連携する食育キャプテンに参加してもらうこと。

イ 開催時期・回数

レシピの開発から令和7(2025)年2月までの間で2回程度

ウ 対象

イベント来場者または小学生

エ 場所

- ・県内の食/スポーツ/農業/子どもに関する各種イベント
- ・食育キャプテンが活動する拠点地域内の小学校等

(5)小学生向け普及啓発資料の作成

①リーフレットの作成

ア 内容

(4)実施時に活用可能なリーフレットを作成、配布すること。なお、次の内容を含むものとする。

(ア)昨年度開発した3チームを含めること。

(イ)各チームのユニフォームを着用したとちまるくん、開発したおにぎり、使用した県産農産物と食に対する理解促進が図れる内容。

イ 仕様

A4サイズ、両面刷り、カラー(部数は県と協議。)

②ノベルティグッズの作成

ア 内容

(4)実施時や食育キャプテンの自主活動時に活用可能な、ノベルティグッズを作成すること。なお、次の内容を含むものとする。

- (ア) 食べて強くなろうプロジェクトの概要、各チームのユニフォームを着用したとちまるくん、食べて強くなろう！の合言葉「おにぎり」

4 留意事項

(1) 企画提案書の記載内容

企画提案書には、企画内容、業務スケジュール、会場のイメージ、広報計画を記載すること。

(2) その他

乙は、本事業の遂行にあたって、甲と緊密な連携を持って行わなければならない。

5 実施計画書の提出

乙は、契約締結後遅滞なく、甲と協議の上、仕様書に基づいて委託業務の具体的な実施計画を作成し、甲に「実施計画書」（任意様式）として提出すること。

6 成果品

(1) 実績報告書 2部

本事業完了後、乙は本委託業務の内容を取りまとめ甲に「実績報告書」（任意形式）として、提出すること。なお、電子ファイル（PDFファイル等）を併せて提出すること。

(2) 業務実施に当たり収集及び作成したデータを格納した電子ファイル（PDFファイル等）を提出すること。

(3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

7 権利の帰属

本事業の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

8 成果品の提出期限

令和7（2025）年3月14日（金）

9 成果品の納入場所

栃木県農政部農政課

10 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託業務完了後の精算払とする。

11 その他

(1) 乙は、業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。

(2) 本仕様書に記載されていることを遵守した上で、より良い提案がある場合は、企画提案書

に記載すること。なお、本仕様書に記載する目的と同等以上の成果が得られる場合は、甲と協議の上、委託料の範囲内で仕様書の内容を一部変更可能とする。

- (3) 乙は、受託業務にあたり必要な取材、撮影一切(以下「取材等」という。)を実施するものとし、取材等に際し使用料、出演料、謝礼等が発生した場合、その経費は委託料に含まれるものとする。また、取材等を行う場合は、事前に施設等の管理者等に取材等の許可を得ること。
- (4) 乙は、この仕様書に明示されていない事項又は業務上の疑義が生じた場合は、甲との協議により業務を進めるものとする。